

## ティンバー農園製品 サブスクリプションサービス約款

この約款は、ティンバー農園ブランド運営会社である株式会社ティンバーテック（以下、「当社」という）とティンバー農園ブランドの製品（以下、「製品」という）を使用する者（以下、「お客様」という）に対して提供するサブスクリプションサービス（以下、「本サービス」という）について規定するものです。

当社は、本約款に記載する条件にて本サービスを提供します。

本サービスの契約の成立をもって、本約款の内容に同意したものとみなします。

### 第1条（本サービスの提供）

- 当社は、お客様に対し特別に定めた条件で本サービスの契約が成立した場合、その条件を優先します。
- 当社は、お客様の承諾を得ることなく当社の定める方法により本約款の内容を変更できるものとします。
- 当社は、本約款の内容を変更した場合、当社ホームページまたはそれに準ずる方法で告知します。
- 当社は、本サービスの提供にあたって必要となる業務のすべてまたは一部を第三者へ委託できるものとします。

### 第2条（契約の成立）

- 当社は、お客様の申し出により本サービスの使用条件および利用料金を決定し、お客様が当社所定の発注書を提出することで成立します。ただし、当社は事由の如何にかかわらず、契約の申込を承諾しない場合があります。
- 契約期間は、発注書の提出日から1年間とします。

### 第3条（契約の更新）

- 契約更新の連絡は、契約満了日の1ヵ月前までに当社より通知されます。
- 契約の更新は、契約満了日の1ヵ月前までに当社所定の発注書を提出することで成立します。
- 更新後の契約期間は、発注書の提出日から1年間とします。
- 契約更新時に限り、利用期間を変更することができます。ただし、利用期間を変更した場合、一部のサービスが制限されることがあります。

### 第4条（契約の解除）

本契約は、利用期間中または契約更新時に申告することで解除することができます。ただし、一切の利用料金の払い戻しには応じないものとします。

## 第5条（利用期間）

- お客様は、本サービスの利用期間を1カ月単位で選択できるものとします。
- 利用開始日は、お客様が指定するものとし、当社は本サービスに関わるすべての製品を利用開始日前日までに発送します。なお、当社に瑕疵がない場合は利用開始日の変更はできません。
- 製品の発送に時間を要する場合、お客様及び当社は事前にその事項について協議し、利用開始日を定めるものとします。
- 利用終了日は、サービスの利用開始日から利用期間に応じて設定されます。
- 利用期間を延長する場合は、利用終了日の14日前までに本サービス専用問合せフォームから当社へ申告し、お客様が当社所定の発注書を提出することで可能となります。
- お客様は、本契約満了日まで本サービスに関わるすべての製品を保管することができますが、利用期間終了日以降の使用は一切禁止とします。利用期間終了後の使用が判明した場合、その期間に応じた延長料金に加えて20%の延滞料金をお支払いいただきます。

## 第6条（支払い）

支払いは、納品請求書の日付の翌月末日までに完了するものとします。

## 第7条（引き渡しと検収）

- 当社からの製品の引き渡しは、当社指定の運送業者または販売店より発送します。
- お客様は、製品の受領後、速やかに納品物を検収し、対象製品に欠品などの瑕疵がないことを確認し、7日以内に受領書を当社へ提出します。
- お客様は、対象製品に瑕疵を発見した場合、直ちに当社へ連絡するものとします。この連絡がない場合、当社は正常な状態で引き渡されたものとみなします。
- 当社は、お客様から瑕疵について通知を受けた場合には、当社の責任において対象製品の修理交換、または代替品を発送します。
- 対象製品において、お客様へ引き渡し前の事故は当社の責任とし、引き渡し後の全ての事故はお客様の責任とします。
- 当社は、地震、津波、噴火、台風、竜巻及び洪水等の自然災害、及び火災、暴動、電力制限、輸送機関事故など、その他当社の責に帰さない事由により、対象製品の引き渡しが遅延、又は困難となった場合、その責任を負いません。

## 第8条（返却と検収）

- お客様は、契約期間満了日または契約の解除が認められた日の翌日から7日以内に本サービスに関するすべての製品を当社へ返却する責務を負います。返却日が7日を過ぎた場合は、前契約月1カ月分の利用料金に加えて20%の延滞料金が発生いたします。なお、返却日は、お客様が発送された日とします。
- お客様が製品を返却する際は、当社営業日の営業時間内に当社の指定する場所に原状有姿で引き渡すものとします。なお、返送にかかる費用は発送元が負担するものとします。
- 製品の返却は、当社の検収をもって有効とします。
- 返却された製品の受領後、当社が検収し瑕疵がないことを確認します。お客様による瑕疵が認められた場合、受領後7日以内に通知し、その修繕にかかる費用を請求できるものとします。

## 第9条（所有権）

本サービス契約対象製品の所有権は当社に帰属します。

## 第10条（責任の範囲）

- お客様は、善管注意義務をもって製品の管理および保守を行うものとします。
- お客様は、製品に紛失や破損等の事故が発生した場合、その顛末を本サービス専用問合せフォームにて速やかに当社へ申告するものとします。
- 当社は、お客様が善管注意義務をもって製品の管理および保守を行っていないと認めた場合は、お客様にその理由を明示し、必要な処置を実行することができます。
- お客様の責により、製品の不具合、紛失や破損等が生じた場合の修理費用または代替品の発送費は有償となります。対し、お客様の責によらない場合は無償となります。
- 当社は、本サービスの利用期間中に製品の不具合が生じた場合、修理または代替品が発送されるまでの期間において、一切の利用料金の払い戻しには応じません。また、お客様が被る損害（第三者に生ずる間接的損害等も含む）についても、一切の責任を負いません。
- 当社の責に帰すべき事由、その他の事由により当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合は、お客様が出捐した直接損害に限り、該当期間の利用料金相当額を上限として賠償します。

## 第11条（機密保持）

お客様および当社は本サービスによって知り得た業務上または技術上の機密を本サービスの遂行のみで使用し、当社が指定する販売店を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。

## 第 12 条（復旧の依頼）

1. 本サービス期間中に製品に生じた不具合についての復旧の依頼は、お客様の申告により開始されます。
2. 製品の復旧方法は当社との協議により適切な方法で実行します。
3. 製品の返送が必要な場合、初期不良を除き、返送費用は発送元が負担します。
4. 当社の販売店による出張修理が対応可能な場合、当社は復旧に係る情報および部品等を本約款に基づき販売店に提供します。

## 第 13 条（過怠約款）

お客様が次の各項のいずれかに該当する場合、当社に対する契約の全権利を喪失し、当社は、何らの催告を要せず契約の全部又は一部を解約することができます。または解約せず一時に該当事項の改善を求め、その結果が得られるまでの間、本サービスを停止することができます。

1. 当社がサポートを進めるうえで必要な情報を提供しない場合
2. 当社の指示に従わない場合
3. 製品を第三者に譲渡した場合
4. 当社の指示なく加工、改造等によって現状を変更した場合
5. 本来の用法とは異なる使用をした場合
6. 公序良俗に反する行為が認められた場合
7. 当社による本サービスの運営、または他のお客様による本サービスの利用を妨害し、これらに支障を与える行為が認められた場合
8. 利用料や修理費等、当社に対する支払いが期日までに確認できない場合
9. その他、当社が不適切と判断する行為が認められた場合

## 第 14 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は旭川地方裁判のみを管轄裁判所とします。

## 第 15 条（協議事項）

本契約について疑義が生じた場合、お客様及び当社は誠意をもって協議し解決を図ることとします。

(2025 年 12 月 15 日改定)